

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

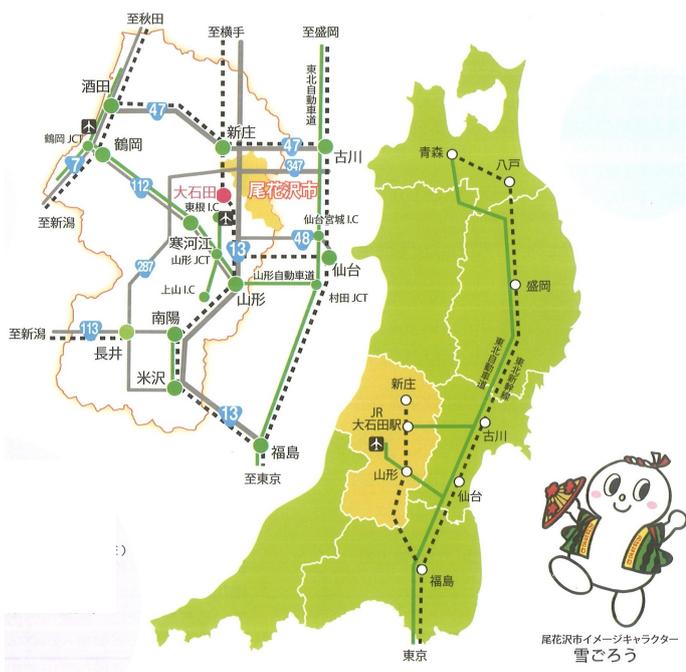
I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地域の概要・立地

尾花沢市は、山形県の最北東に位置する。標高は50mから1,500mと起伏に富み、奥羽山脈や出羽丘陵などの山々に囲まれた盆地を形成している。面積：372.53km²（県面積の約4%）。

本市の季節の特徴は、豪雪のあとの春の訪れによる融雪と乾燥、低温と日照不足の梅雨、梅雨末期の大雨、梅雨明けに訪れる本格的な夏などである。夏は、内陸性気候のため気温の日較差が大きく、日中が高温でも夜間は涼しい。しかし、近年では熱帯夜が数日続くこともある。秋の天候は周期的に変わり、台風の影響もある。冬は北西の季節風が強まり、寒気団の周局的な南下により降雪量が増し、平野部でも2mを超える豪雪地帯である。春の大雨の際は、融雪時期と重なり河川等の増水が見られる。



② 想定される地域の災害等リスク

当市のハザードマップや過去の災害記録から台風等による大雨土砂災害の他、最上川や丹生川など各河川が増水し、耕地や住宅、道路への浸水被害が考えられる。

令和2年7月28日の豪雨により最上川の水位が大石田観測所で観測史上最高の18.59mを記録し毒沢・名木沢地区民が避難を行った。また、最上川氾濫により尾花沢市と大石田町に配水するための上水道の水源施設である「豊田水源場」が冠水、施設内に濁水が入り込み、尾花沢地区と福原地区全体で断水した。さらに、最上川流域にある水田やスイカ畑が浸水するなど、主に福原地区で農地や農業施設にも大きな被害が出た。

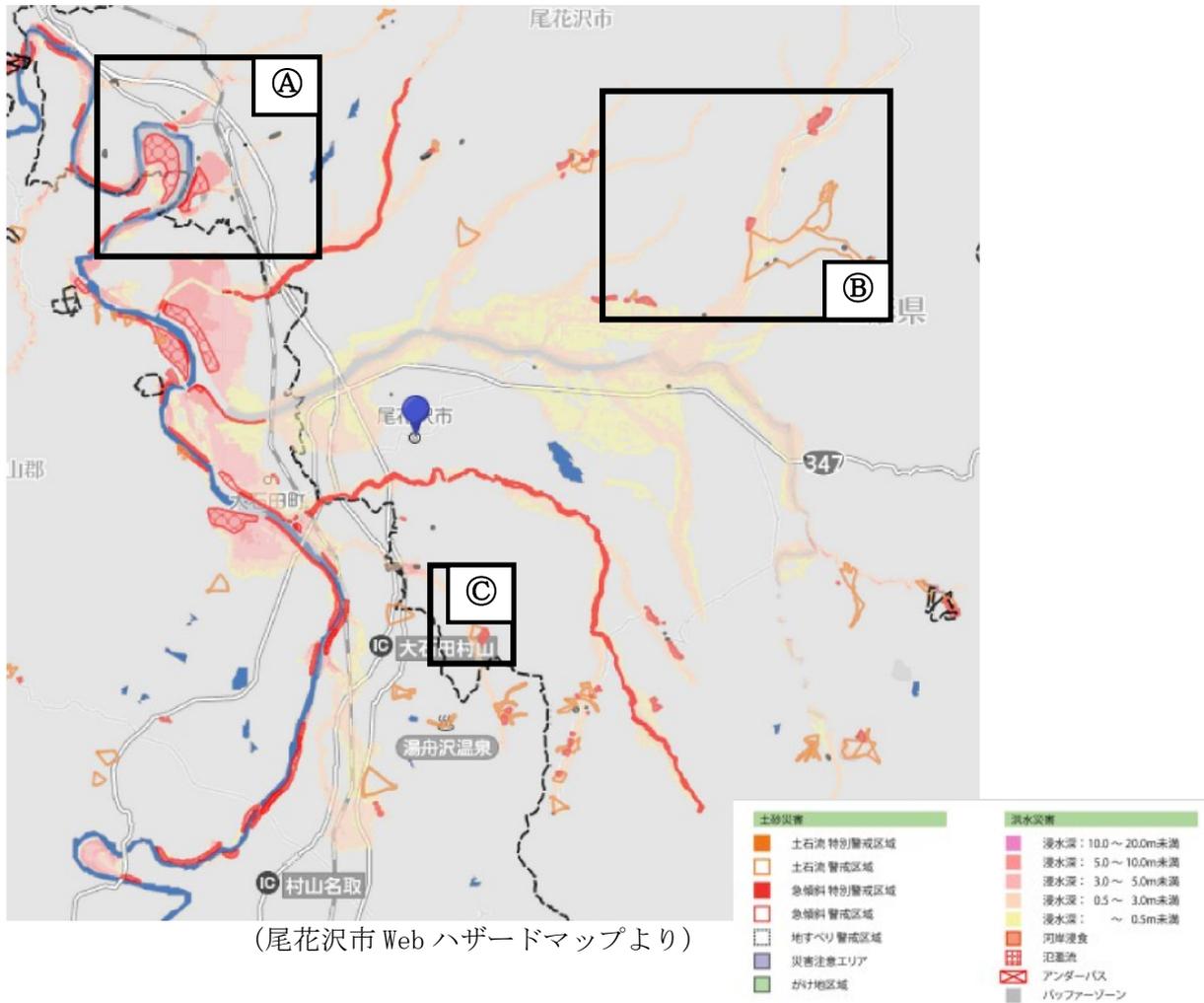
近年では、令和6年7月25日豪雨により農道の法面崩落や水稻などの農作物への浸水・冠水被害、がけ崩れによる建物の損壊等が発生した。市内での被害状況は下記のとおり。

《令和2年7月豪雨災害状況》

住家被害	床上浸水2件（名木沢、芦沢）
	床下浸水2件（名木沢、荻袋開拓）
上水道	尾花沢地区（二藤袋を除く）、福原地区合わせて3,300世帯で断水 7/29（水）9：00→8/2（日）19：00 完全復旧
道路被害	市道法面崩落4か所、市道路肩崩落等6か所、大沢川護岸崩落、 自宅裏山崩れ（細野地区）等
農地被害	揚水機場浸水5件、水田・能動・水路への冠水、土砂堆積等

《令和6年7月豪雨災害状況》

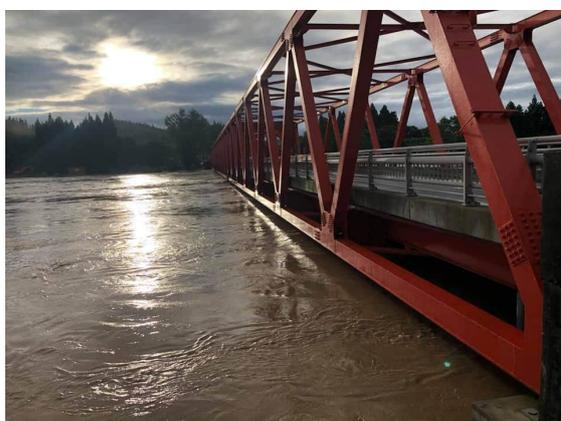
住家被害	全壊1件（丹生・土砂災害）、半壊1件（高橋・浸水被害）
	一部損壊1件（銀山）
	床上浸水1件（荻袋）
	床下浸水5件（西原、高橋、牛房野、毒沢、中島）
道路被害	道路寸断、土砂崩れによる通行止め、法面・路肩の崩落、河川の土砂堆積、護岸決壊等、112か所
農地被害	田・畑・水路。能動等への冠水、土砂堆積等 228か所
避難所	5か所開設（市役所、岩谷沢、寺内、毒沢、牛房野） →避難者数 38世帯 73名



【洪水災害】

当市のハザードマップによると、福原地区（名木沢・毒沢）において最大5～10m、宮沢・玉野・常盤・尾花沢地区で0.5～3mの浸水する想定箇所がある。いずれも最上川・各河川沿い地域は甚大な被害が予想される。尾花沢市の商工業者は各地域に点在している状況である。

④福原地区（名木沢・毒沢）の被害



【土砂災害】

当市のハザードマップによると、福原（寺内）宮沢（丹生・岩谷沢）・玉野（銀山）・常盤（延沢・細野・鶴子）・尾花沢（五十沢・牛房野）地区において土石流警戒・急傾斜警戒区域の想定箇所がある。尾花沢市の商工業者は各地域に点在している状況で、特に銀山については温泉街内に商工業者も多く、災害が発生した場合、甚大な被害が予想される。

⑧宮沢地区（丹生・岩谷沢）の被害

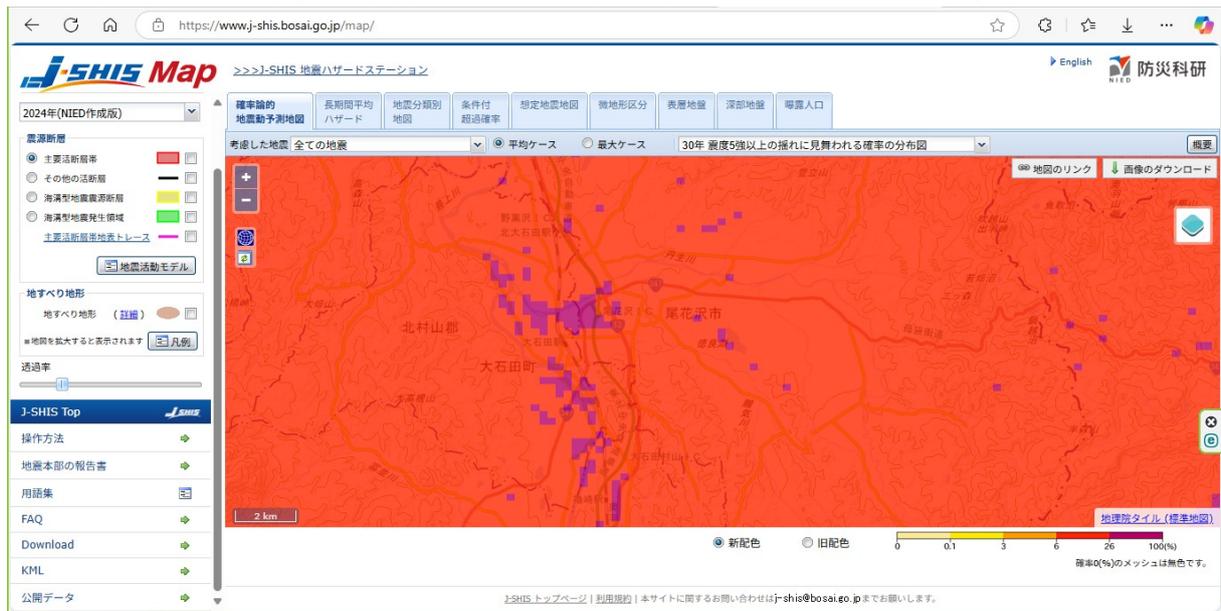


⑨尾花沢地区（五十沢・牛房野）の被害



【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーション 2024 年（NIED 作成版）の確率論的地震動予測地図によると、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で 6～26%の確率で発生するとされている。



【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 745 事業者
- ・小規模事業者数 610 事業者

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農林漁業	26	23	市内に広く分布している
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
建設業	118	109	市内に広く分布している
製造業	84	67	市内に広く分布している
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
情報通信業	4	4	市内の中心部に分布している
運輸業、郵便業	15	9	市内に広く分布している
卸売業、小売業	228	164	市内に広く分布している
金融業、保険業	8	8	市内の中心部に分布している
不動産業、物品貸借業	16	16	市内に広く分布している
学術研究、専門・技術サービス業	23	18	市内に広く分布している
宿泊業、飲食サービス業	84	64	宿泊業は銀山温泉に多い
生活関連サービス業、娯楽業	93	88	市内に広く分布している
教育、学習支援業	7	7	市内に広く分布している
医療、福祉	9	9	市内に広く分布している
複合サービス事業	8	7	市内に広く分布している
サービス業(他に分類されないもの)	22	17	市内に広く分布している
合計	745	610	

(令和3年度経済センサスより)

(3) これまでの取組み

① 尾花沢市の取組

- ・尾花沢市国土強靱化地域計画策定(令和2年8月)※令和6年6月内容一部変更
- ・尾花沢市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・自主防災組織向上支援制度、資機材購入補助制度による支援
- ・尾花沢市防災情報発信アプリ(防災尾花沢)、Yahoo!防災速報アプリ、登録制メール等の配信
- ・防災マップ2025の作成及びWEB版ハザードマップの公開(令和7年4月1日～)

② 当会の取組

- ・山形県火災共済協同組合や損害保険会社等と連携した加入促進
- ・商工会災害状況システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握
- ・事業者BCPに関する施策の周知

II 課題

(1) 事業者のBCPの策定が進んでいない

- ・既にBCPを策定している事業者は、管内事業者の中でもごく一部の事業者に限られ、特に経営資源が不足している小規模事業者はそのほとんどが策定していない状況である。
- ・事業者BCPの策定に関する管内全体の取組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組みも本格化していないのが実態である。
- ・普及・啓発活動においても、市、商工団体でそれぞれに取組んでおり、連携による取組み強化の必要性が高まっている。

(2) マンパワー不足

- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がなく、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足している。
- ・商工会の本業である通常の経営支援の他、経営発達支援計画に伴う支援も行なっている中で、防災対策まで手が回らず当会は勿論、事業者 BCP 策定への支援も十分とは言い難い。
- ・今後は専門家や損保会社等との連携によって職員の支援スキル習得が必要である。

(3) 感染症への対策

- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

(1) 事業者 BCP 策定支援強化

- ・市と連携し地区内の小規模事業者に対し災害・感染症リスクを周知。事前対策の必要性を認識いただき計画策定の拡大を図る。

(2) 連携体制の確立による速やかな応急・復興支援対策づくり

- ・発災後速やかな復興支援策と拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルを整備し、災害時における連絡・情報共有体制を円滑にし、商工会と市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

(3) 職員の支援スキル習得

- ・緊急時に対応できる人員、保険と共済に対する助言を行える職員育成のため、損保会社等から専門家を招聘し支援スキル習得を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当市地域防災計画など対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・会報・ホームページ等において、国の施策紹介やリスク対策の重要性、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・「山形県版BCPモデル」を支援ツールとして活用し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・小規模事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業者立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・全国商工会連合会作成の「リスク管理チェックシート」を活用し、事業者自身が経営リスクを簡易的に把握しリスク軽減への取組みが行えるよう提案する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和7年12月に事業継続計画（BCP）を作成済み。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社や生命保険会社、山形県火災共済協同組合と連携を図る。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・市と適宜、電話やメール等で被害状況や支援情報等を共有し状況確認や改善点等について協議。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、市との連絡ルートについて確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一とし、その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内を目途に職員の安否確認を行う。
- ・連絡網により携帯電話で確認、安否報告と業務従事の可否を事務局長に報告。
- ・市内の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）について 24 時間内を目途に情報収集し、当会と市など関係機関で共有する。
- ・国内感染症発生の場合には、職員の体調確認を行うとともに、事業者の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、尾花沢市における対策本部の指示のもと当会による感染症対策を行う。

(各団体の安否確認の対象と目安時間)

団体名	安否確認の対象と目標時間	
尾花沢市	職員	発災後 1 時間以内に連絡網により携帯電話で確認
	商工会非会員事業所	5 日以内に電話・訪問等にて個社被害の確認
尾花沢市商工会	職員	発災後 1 時間以内に LINE グループ機能にて確認
	5 役	3 時間以内に携帯電話にて確認
	理事・役員	1 日以内に携帯電話にて確認 ※地区ごとの大まかな被害状況も確認
	商工会員	5 日以内に電話・訪問等にて個社被害の確認 ※商工会災害状況報告システムにてデータ化

(商工会災害システムの入力内容)

商工会災害状況報告システム
山形県尾花沢市商工会

[職員]の被害報告 ※は必須
被害状況を入力し、[確認]をクリックして下さい。

1.職員名※ :

2.被害状況※ : あり なし

3.人的被害状況

(1)本人 :

(2)家族 :

4.物的被害状況

(1)自宅 :

(2)家族宅 :

(3)車 輛 : あり なし

5.出勤可否 : 可 不明 不可

6.備考 :

7.写真 :

ファイルが選択されていません
 ファイルが選択されていません
 ファイルが選択されていません

8.報告者名※ :

商工会災害状況報告システム
山形県尾花沢市商工会

[会員]の被害報告 ※は必須
被害状況を入力し、[確認]をクリックして下さい。

1.会員名※ :

所 属 : 親会 青年部 女性部 社青年部

2.地区名 :

3.被害状況※ : あり なし

4.人的被害状況

(1)経営者 :

(2)家 族 :

(3)従業員 :

5.物的被害状況

(1)店舗工場 :

(2)社長自宅 :

(3)商 品 : あり なし

(4)機 械 : あり なし

(5)器具備品 : あり なし

(6)車 輛 : あり なし

6.被害額 : 円

7.備考 :

8.写真 :

ファイルが選択されていません
 ファイルが選択されていません
 ファイルが選択されていません

9.報告者名※ :

(職員参集の範囲)

災害等のランク	災害等の内容	参集(出勤)者
A	<p><事務局機能が不能になると想定される></p> <ol style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震が発生、または発生する恐れがあるとき 大規模火災が発生したとき 台風を原因とする災害が発生、または発生する恐れがあるとき 大雨による災害が発生、または発生する恐れがあるとき その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがあるとき インフルエンザ等の新型感染症が発生、または発生する恐れがある(非常事態宣言が発令された)とき 	<p>【尾花沢市商工観光課】 課長他全職員</p> <p>【尾花沢市商工会】 事務局長、商工振興課長 (状況に応じて他職員の参集の命令を下す)</p>
B	<p><事務局機能の大幅低下が想定される></p> <ol style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震が発生したとき 洪水・噴火・火災が発生、または発生する恐れがあるとき その他、域内に被害が発生、または発生する恐れがあるとき 気象庁から各種警報が発令された時 県内他地域において、インフルエンザ等の新型感染症が発生、または発生する恐れがあるとき 	<p>【尾花沢市商工観光課】 課長、課長補佐、主査、 係長、主任</p> <p>【尾花沢市商工会】 事務局長、商工振興課長 (状況に応じて他職員の参集の命令を下す)</p>
C	<p><事務局機能の軽微な低下が想定される></p> <ol style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生したとき 地震に伴う被害等が発生する恐れがあるとき 気象庁から注意報が発令されたとき 商工会の近隣において停電、火災が発生したとき 県外において、インフルエンザ等の新型感染症が発生、または発生する恐れがあるとき 	<p>【尾花沢市商工観光課】 課長、課長補佐、主査</p> <p>【尾花沢市商工会】 事務局長 (状況に応じて他職員の参集の命令を下す)</p>

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と尾花沢市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・応急対策として「安否確認」「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する非常的優先業務を以下のとおりとする。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策(非常的優先業務)の内容
大規模な被害がある	<ol style="list-style-type: none"> 地区内の10%程度の事業者で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 地区内の1%程度の事業者で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな 	<ol style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③支援施策活用の支援、情報提供

	被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	
被害がある	1. 地区内の 1%程度の事業者で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 0.1%程度の事業者で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない	特に行なわない

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

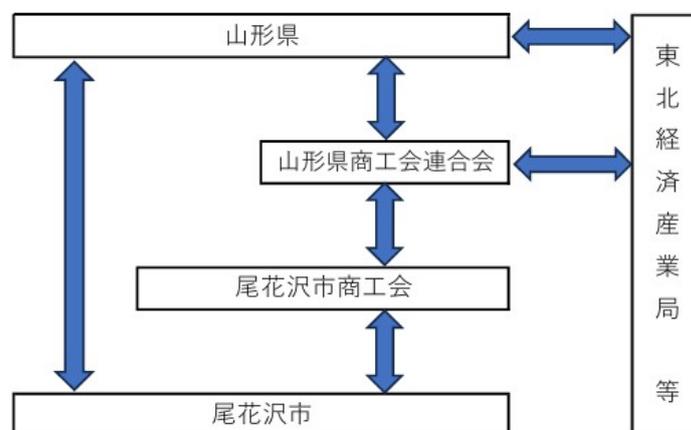
・本計画により、当会と尾花沢市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～3日間	1日に2回共有する。
3日間～2週間	1日に1回共有する。
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > ※下図は、連絡ルート

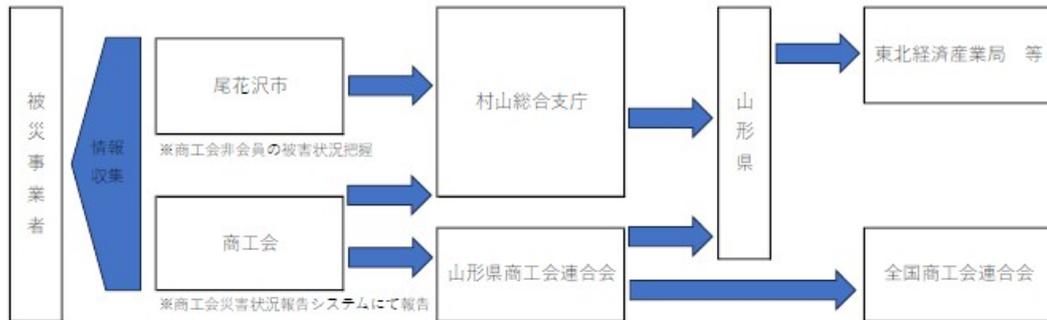
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動について定める。
- ・当会と尾花沢市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と尾花沢市が共有した情報を、当会及び尾花沢市より村山総合支庁（山形県）へ報告する。
- ・また感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と尾花沢市が共有した情報を、山形県商工会連合会を通して山形県に報告する。

【連絡ルート】



【災害発生時における事業者の被災状況の把握】

被災企業の事業所名、地区、事業所ごとの被害額（被災前の状態に戻すために必要なおおよその額）や被災の状況を経営指導員等が電話での聞き取りや現地調査を実施し、商工会災害状況報告システムを活用して村山総合支庁（山形県）及び山形県商工会連合会へ報告。



【被害額の算定基準】

被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業 BCP 運用指針第 2 版」に基づき、事業の復旧に必要な費用を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
非住宅 の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。 延べ床面積の 70 %以上の損壊等。	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める。
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。 補修が可能なもの。	事業の復旧に必要な修繕費を求める。
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損。 窓ガラス破損程度は除く。	事業の復旧に直接関係しない経費は除く。
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水。	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの。	
商工 被害	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの。	仕入原価・製造原価を求める。
	構築物 車両・運搬具 工具 器具・備品 機械・装置	修繕又は再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求める。

※ 被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。

その場合の記入方法として、業者見積りの場合：（見）、取得価格の場合：（取）、概算の場合：（概）と表記して区分することとする。

なお、構築物は建物と一体となった建物附属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は非住宅被害とし、塀門扉、橋梁、舗装設備（建物と分離された看板塔等を含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

例外的に、被害が広域かつ甚大である場合等、実態の把握が難しい場合、一定の過程に基づき被害額を推計することも可能とする。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 相談窓口の開設

- ・尾花沢市と相談の上、安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。また、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認

- ・地区内小規模事業者の被害状況詳細を確認する。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災後～ 24 時間以内	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に LINE、 Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災地区の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	発災後 5 日～ 7 日程度	被災企業の確認調査 事業所名、住所、事業所毎の被害額 (被災前の状態に戻すために必要なおおよその額) や被災状況を把握。 被害額等、被災の状況を把握した後、尾花沢市→山形県へ報告。	地域内小規模事業者 (商工会員) を対象に巡回訪問による聞き取り
3	安全確認後～ 14 日程度	経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求手続き 等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知

- ・応急時に有効な被災事業者施策 (国・県・市等の施策) について、地区内小規模事業者へ電話・ホームページ等により周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・山形県の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

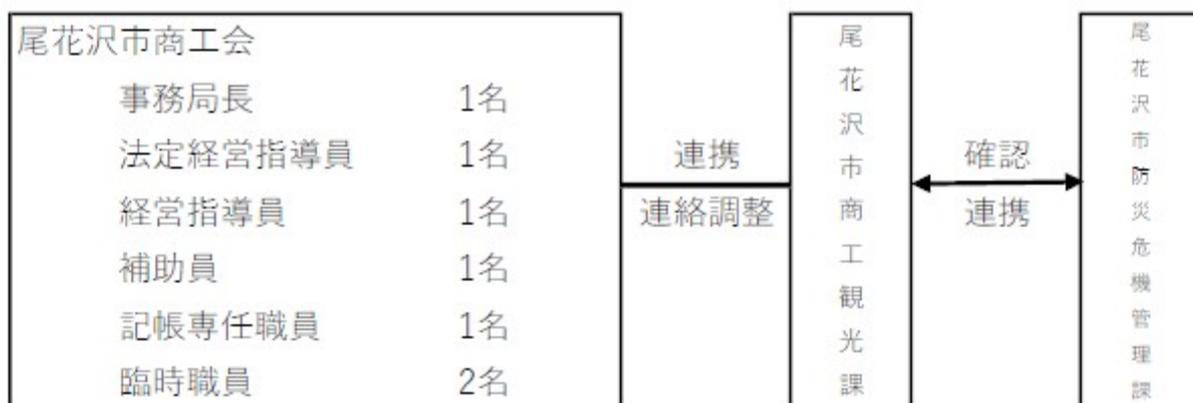
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 芦埜貴之 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

尾花沢市商工会

〒999-4225 山形県尾花沢市若葉町一丁目 2-20

TEL : 0237-22-0128/FAX : 0237-23-2508

E-mail: obana@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

尾花沢市商工観光課

〒999-4225 山形県尾花沢市若葉町一丁目 2-3

TEL : 0237-22-1111/FAX : 0237-22-3222

E-mail: shoko@city.obanazawa.yamagata.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	420	320	320	320	320
・ 専門家謝金	100	100	100	100	100
・ パンフチラシ作成	50	50	50	50	50
・ 通信運搬	70	70	70	70	70
・ 防災対策費	200	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、事業受託料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

